

## 委託契約書（案）

一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和5年度電子版企画乗船券システム企画開発業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 発注者は、令和5年度電子版企画乗船券システム企画開発業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第2条 受注者は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第3条 発注者は、業務委託に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受注者に支払う。

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、契約締結日から令和6年3月15日までとする。

### （契約保証金）

第5条 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。

### （委託業務完了報告）

第6条 受注者は、委託業務完了後、7日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

### （検査）

第7条 発注者は前条の完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

### （委託料の支払）

第8条 発注者は前条の検査を終了した後、受注者から適法な支払い請求書を受理

したときは、その日から 20 日以内に委託料を支払わなければならない。

#### (履行遅滞)

第 9 条 受注者は正当な理由によらないで第 4 条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了するまでの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第 2 項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらない前条で規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第 7 条第 1 項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

#### (前払金)

第 10 条 発注者は、受注者から委託料の支払いについて、前金払の請求があった場合において、その必要があると認めたときは、委託料の 40 パーセントに相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

#### (個人情報保護)

第 11 条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

#### (損害賠償)

第 12 条 受注者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由にならないで、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が正当な理由によらないでこの契約条項に違反したとき。
- (3) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

#### （違約金）

- 第14条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、計画金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

#### （権利の譲渡等）

- 第15条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

#### （著作権の譲渡等）

- 第16条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係わる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作権に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が該当著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作権に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第

10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。) 及びデータベース (著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。) について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(費用負担)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、相互で負担する。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

発注者 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 61 番地  
一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構  
理事長 池田 高世偉

受注者

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (機密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

#### (業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第10 受注者はこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄)

第11 受注者はこの契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (指示)

第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。